

セゾンのロードアシスタンス

ロードアシスタンスは、「ロードアシスタンス特約」および「ロードアシスタンスサービス」から構成されています。

ロードアシスタンス特約の補償は、ご契約に適用される普通保険約款および特約の規定をご確認ください。

		補償/サービス
特約	お客さまがご負担された費用を保険金としてお支払いします。	① 応急処置費用 ② 運搬費用 ③ 宿泊費用 ④ 移動費用
サービス	実際にお客さまへサービスを提供します。	① 応急処置サービス ② レッカーケン引サービス ③ 燃料切れ時の給油サービス

ロードアシスタンスサービス利用規約

①マークは補足説明であることを示しています。

ロードアシスタンスサービス利用規約において、使用される用語に関する説明は次のとおりです。

用語	説明
サービス実施者	当会社がロードアシスタンスサービスの運営を委託している株式会社プライムアシスタンスをいい、株式会社プライムアシスタンスからの取次ぎまたは手配により、実際にロードアシスタンスサービスを実施する者を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその役員を含みます。
JAF	一般社団法人日本自動車連盟をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 対象自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 対象自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、対象自動車を所有する者
専用デスク	ロードアシスタンスサービスの利用申込みを受け付ける連絡先で、「事故・ロードアシスタンス受付デスク」のことを行います。
走行不能	対象自動車が事故、故障、トラブルにより自力で走行することができない状態または法令により走行してはいけない状態のことを行います。
対象期間	保険証券記載の保険期間で、かつロードアシスタンス特約がセットされている期間をいいます。

対象自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
	① 「他車運転特約」の対象となる他の自動車や、「ファミリーバイク特約」の対象となる原動機付自転車等は、対象となりません。
当会社	セゾン自動車火災保険株式会社をいいます。
ロードアシスタンスサービス	第5条（ロードアシスタンスサービス提供条件と内容）に定めるサービスをいいます。 ① 応急処置サービス ② レッカーケン引サービス ③ 燃料切れ時の給油サービス

第1条（規約の目的など）

- (1) 本規約は、当会社の自動車保険契約に対して提供するロードアシスタンスサービスの事項を定めたものです。
- (2) 次条に定める利用対象者は、本規約を承認のうえ、本ロードアシスタンスサービスの提供を受けることができます。
 (注) ロードアシスタンスサービスの内容は、予告なく中止、変更となる場合があります。

第2条（利用対象者の定義）

- (1) 本規約において利用対象者は、対象自動車に搭乗中の者（注1）または対象自動車の所有者とします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、利用対象者が次のいずれかに該当する場合は、利用対象者に含みません。
 - ① 反社会的勢力（注2）に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力（注2）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力（注2）を不當に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注2）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力（注2）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (3) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は利用対象者に含みません。
 - ① 対象自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで対象自動車に搭乗している者
 - ② 極めて異常かつ危険な方法で対象自動車に搭乗している者
 - ③ 業務として対象自動車を受託している自動車取扱業者
- (4) ロードアシスタンスサービス提供後、利用者がロードアシスタンスサービスの利用対象者でないことが判明した場合は、ロードアシスタンスサービス提供に要した費用は、すべて利用者の負担とします。

(注1) 搭乗中の者

一時的に対象自動車から離れていた場合であっても、事故、故障または車両トラブルの前後の状況から搭乗していたとみなされる者も含みます。

(注2) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第3条（ロードアシスタンスサービスの提供対象契約）

ロードアシスタンスサービスの提供対象契約は「ロードアシスタンス特約」がセットされているすべての保険契約です。

第4条（ロードアシスタンスサービスの提供要件）

利用対象者が第7条（利用対象者の義務）①の規定に従い、提供対象となるロードアシスタンスサービスの利用申込みを行った場合であつ

て、次条のロードアシスタンスサービス提供条件に該当するときは、サービス実施者により、ロードアシスタンスサービスを提供するものとします。

第5条（ロードアシスタンスサービス提供条件と内容）

本規約により提供するロードアシスタンスサービス提供条件、内容および利用対象者の負担となる費用は次のとおりです。

① 応急処置サービス

提供条件	<p>次のいずれかの場合に該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象自動車が走行不能となり、ロードアシスタンス特約第1条（保険金を支払う場合）(2)①の応急処置費用に対して保険金が支払われる場合で、その保険金の支払をサービスの提供に代える場合 ② 対象自動車を次のいずれかに該当する路面等において使用することによって生じたタイヤのスリップまたはスタックにより走行不能となる場合 <ul style="list-style-type: none"> ア. 積雪のある路面または凍結した路面 イ. 降雨、降雪、融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ ウ. 輻 エ. 砂地、湿地、沼地その他これらに類する軟弱な地盤 <p>◇ 応急処置は、「ロードアシスタンス特約」の応急処置費用保険金をお支払いさせていただくか、ロードアシスタンス特約第7条（現物による支給）に基づき「応急処置サービス」の提供をもってそのお支払に代えさせていただきます。なお、②の場合は「応急処置サービス」の提供のみとなります。</p>
------	---

内容	<p>現場で対応可能な応急処置を行います。なお、現場で対応可能か否かの判断は、当会社、サービス実施者またはJAFの判断によるものとします。</p> <p><主な応急処置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー上がり時のジャンピング作業（注1） ・バッテリー点検 ・カギの開錠（注2） ・パンク時のスペアタイヤ交換（注3） ・冷却水補充作業 ・ボルトの締め付け ・脱輪引き上げ ・バルブ、ヒューズ取替え作業 ・各種オイル漏れ、点検、補充作業
----	---

利用対象者の負担となる費用	<p>ロードアシスタンス特約で支払対象外となる作業にかかる費用。ただし、提供条件②に該当する場合は除きます。</p> <p>◇ 例えば、次の費用が利用対象者の負担となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部品、消耗品等の購入費 ・鍵の再作成費用 ・雪道用タイヤとの交換作業費用、チェーンの着脱費用（注4） ・パンク修理の作業費用（注5） ・バッテリーの充電費用 <p>など</p> <p>・提供条件①において、同特約第5条（応急処置費用保険金・運搬費用保険金）(1)の限度額を超えて行われる作業に対する費用</p> <p>◇ ロードアシスタンス特約第5条（1）に記載の限度額は運搬費用と合計で15万円です。</p>
---------------	--

◇ 利用対象者がJAF会員の場合は、優遇措置があります。第10条（利用対象者がJAF会員である場合の特則）をご確認ください。

(注1) ジャンピング作業

ケーブルをつなぎエンジンをスタートすることをいいます。

(注2) カギの開錠

セキュリティ装置付きの車両はレッカーけん引サービスにて対応します。

(注3) スペアタイヤ交換

スペアタイヤがなく、応急修理キットを所持している場合は、その応急修理キットで応急処置などを行います。

(注4) チェーンの着脱費用

利用対象者がJAF会員の場合で、JAFが作業したときは対象となります。

(注5) パンク修理の作業費用

利用対象者がJAF会員の場合で、JAFが作業したときは対象となります。

② レッカーけん引サービス

提供条件	<p>対象自動車が走行不能となり、ロードアシスタンス特約第1条（保険金を支払う場合）(2)②の運搬費用に対して保険金が支払われる場合で、その保険金の支払をサービスの提供に代えるとき。</p>
------	---

◇ レッカーけん引については、「ロードアシスタンス特約」の運搬費用保険金をお支払いさせていただくか、ロードアシスタンス特約第7条（現物による支給）に基づき「レッカーけん引サービス」の提供をもってそのお支払に代えさせていただきます。

内容	<p>走行不能となった場所から利用対象者の指定する修理工場または当会社が指定する場所までレッカー車等で運搬を行います。</p>
----	---

利用対象者の負担となる費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ロードアシスタンス特約で支払対象外となる作業にかかる費用 ・同特約第5条（応急処置費用保険金・運搬費用保険金）(1)の限度額を超えて行われる作業に対する費用 ・利用対象者都合により発生した車両保管費用 ・利用対象者都合による修理工場から別の修理工場等他の場所へのレッckerけん引費用
---------------	--

◇ ロードアシスタンス特約第5条（1）に記載の限度額は応急処置費用と合計で15万円です。ただし、利用対象者が事前に専用デスクに連絡し、当社の指定する修理工場に運搬を行う場合の運搬費用は、15万円の限度に関わらず、無制限とします。なお、走行不能となった地、車種等により当社が修理工場を指定できない場合は、当社が認める場所を当社が指定する修理工場とみなします。

③ 燃料切れ時の給油サービス

提供条件	<p>対象自動車が燃料切れとなったとき。</p>
内容	<p>ガソリン（注1）または軽油を最大10リットルまで無料提供（注2）します。</p> <p>ただし、保険証券記載の保険期間に1回にかぎります。</p>

④ 2回目以降の燃料切れ時の給油サービスは行いません。
サービス提供後に2回目以降であることが判明した場合は、以下の費用はお客様のご負担となります。

- ① サービスカーの出動料
- ② 現場での作業料
- ③ ガソリン代
- など

⑤ 利用対象者がJAF会員の場合は、優遇措置があります。第10条（利用対象者がJAF会員である場合の特則）をご確認ください。

（注1）ガソリン
レギュラー、ハイオクにかぎります。

（注2）ガソリン（注1）または軽油を最大10リットルまで無料提供
電気自動車の電池切れはもよりの充電施設まで、天然ガス車等の燃料切れはもよりの燃料供給施設までそれぞれレッカーカー等で運搬となります。

第6条（ロードアシスタンスサービス提供を行わない場合）

⑥ サービス提供が行われない場合であっても、ロードアシスタンス特約の対象となり保険金のお支払が可能な場合があります。

（1）サービス実施者は、ロードアシスタンスサービスの提供を希望する対象車両が次のいずれかに該当する場合は、ロードアシスタンスサービスの提供を行いません。

- ① 対象自動車でない場合
- ② 日本国外にある場合

③ 自動車検査証に記載された有効期限が満了している場合

（2）サービス実施者は、次のいずれかに該当する場合は、ロードアシスタンスサービスの提供を行いません。

① 利用対象者が専用デスクへ事前の連絡なしに、レッカーカー業者・修理業者などの各種業者を手配した場合

② 対象期間外にロードアシスタンスサービスの提供の対象となる事が発生した場合

③ 次の理由等でサービスカーが運行できないまたは到着に時間がかかる場合

ア. 交通事情

イ. 気象状況等

ウ. 離島等の地域

エ. 自然災害

④ レッカーカー引けん引や応急処置対応の過程で、対象自動車の車体等に損傷等が生じる可能性が予測される場合であって、その損傷等につきサービス実施者を免責とする趣旨の書類に署名を利用対象者から得ることができない場合

（3）サービス実施者は次のいずれかに該当する事由によって生じた対象自動車の事故、故障またはトラブルに対しては、ロードアシスタンスサービスの提供を行いません。

① 利用対象者の故意または重大な過失

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行

使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧ 許可または横領

⑨ 対象自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用すること。

⑩ 対象自動車に危険物を業務として積載すること、または対象自動車が、危険物を業務として積載した被牽引自動車を牽引すること。

⑪ エンジンの改造、車高の変更等、法令等により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造

⑫ 自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使に起因する故障

⑬ 対象自動車の明らかな整備不良

⑭ 対象自動車を運転すべき者が法令により運転を禁じられた状態にあること。

⑮ 対象自動車を運転すべき者が傷害、疾病等の理由により運転できないこと。

（4）サービス実施者は、次のいずれかに該当する間に生じた対象自動車の事故、故障またはトラブルに対しては、ロードアシスタンスサービスの提供を行いません。

① 利用対象者が法令に定められた運転資格を持たないで対象自動車を運転している間

② 利用対象者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で対象自動車を運転している間

③ 利用対象者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で対象自動車を運転している間

（5）（1）から（4）に該当する場合において、サービス実施者が既にロードアシスタンスサービスを提供していた場合は、その費用を利用対象者に請求することができます。

第7条（利用対象者の義務）

利用対象者は、ロードアシスタンスサービスを利用する場合は、次の義務を負うものとします。

① 事前に専用デスクに利用申込みの連絡を行うこと。

② サービス実施者の指示に従い、必要な協力をを行うこと。

③ 道路交通法その他の法令、交通規則を守り、他人に迷惑を及ぼすような行為を行わないこと。

④ 人身事故など警察に届け出が必要な事故に関しては、警察へ届け出を行い、ロードアシスタンスサービスの実施について警察の許可を得ること。

⑤ サービス実施者の判断により、保険証券、運転免許証、自動車検査証、その他本人確認資料などの提示を求められた時は、それらを提示すること。

⑥ ロードアシスタンスサービス提供時ににおいて対象自動車に高価な品物、代替不可能な品物または危険物などが積載されている場合は、その旨を事前にサービス実施者に通知すること。なお、事前通知を行わなかった場合で、ロードアシスタンスサービス提供後にその積載物に損害が生じたとき、またはその積載物に起因する事故が生じた場合であっても、当会社およびサービス実施者は、一切その責めを負わないものとします。

⑦ 当会社、サービス実施者またはJAFからバッテリー点検・交換が必要である旨の案内があった場合は、その対応を行うこと。対応がないまま再度同一の対象自動車にバッテリー上がりが生じたなど、明らかな整備不良と認められる場合は、ロードアシスタンスサービスの対象

外となることがあります。

第8条 (利用対象者の費用負担)

- (1) 第5条(ロードアシスタンスサービス提供条件と内容)の「利用対象者の負担となる費用」に定める費用は、利用対象者が自ら負担するものとします。
- (2) (1)の費用は利用対象者がその費用をサービス実施者に支払うものとします。

第9条 (ロードアシスタンスサービス提供時の責任)

- (1) ロードアシスタンスサービスは、サービス実施者の責任において行われるものとし、提供したロードアシスタンスサービスに起因する車両損害、人身事故、その他損害などについては、当会社は一切その責めを負わないものとします。
- (2) ロードアシスタンスサービス提供後の車両の修理、整備および保管などについては、利用対象者と受入れ工場などとの間の契約であり、その契約に起因する車両損傷、人身事故、その他の損害などについては、当会社およびサービス実施者は一切その責めを負わないものとします。
- (3) ロードアシスタンスサービス提供時において、対象自動車に高価な品物、代替不可能な品物または危険物などが積載されている場合は、サービス実施者は、その判断によりロードアシスタンスサービスの提供を行わないことができるものとします。また、これを原因として、当会社またはサービス実施者に損害が生じた場合は、利用対象者はこれを賠償するものとします。
- (4) 対象自動車に積載している貴重品、荷物については利用対象者の責任で管理するものとします。紛失、破損などが生じた場合であっても当会社およびサービス実施者は一切その責めを負わないものとします。
- (5) ロードアシスタンスサービスの提供を行わない場合、またはロードアシスタンスサービスの提供が遅延した場合であっても、当会社またはサービス実施者は、これを金銭的補償で代替することは行いません。

第10条 (利用対象者がJAF会員である場合の特則)

- (1) 利用対象者がJAF会員である場合で、利用対象者が第5条(ロードアシスタンスサービス提供条件と内容)のサービスの提供を受けるときは、当会社は原則としてJAFに取次ぎを行います。
- (2) (1)の場合は、次の特則を適用します。ただし、利用対象者が、直接JAFを手配した場合、作業開始前までに専用デスクへ連絡を行った場合を除き、本特則の対象となりません。
 - ① 「応急処置」の提供を受ける場合において、修理・作業を受けるときに消耗品や部品代にかかった費用については、保険証券記載の保険期間に1回に限り、4,000円を限度に費用負担を行います。
 - ② 「燃料切れ時の給油サービス」の提供は、保険証券記載の保険期間に2回を限度とします。

④ JAF入会金、年会費はお客様ご負担となります。

用できるものとします。

第12条 (代 位)

当会社は、ロードアシスタンスサービスの費用を第三者に損害賠償として請求することができる場合は、提供したロードアシスタンスサービスに対する費用を上限とし、かつ利用対象者の権利を害さない範囲内で、利用対象者が有する権利を取得します。

第13条 (訴訟の提起および準拠法)

- (1) 本規約に関して紛議が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。
- (2) 本規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。